



○公 告

クロスボウ講習会（初心者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項に規定するクロスボウ講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和8年8月25日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃



- 1 開催日時
令和8年11月27日（金） 午前10時から午後5時までの間
- 2 開催場所
松山市勝山町2丁目13番地2 松山東警察署9階会議室
- 3 受講対象者
初めてクロスボウの所持許可を受けようとする者
- 4 受講資格
愛媛県内に住所を有する者
- 5 受講申込手続
 - (1) 受講申込受付期間
令和8年10月26日（月）から令和8年11月20日（金）までの間の午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
 - (2) 受講申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (3) 提出書類等
 - ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通
 - イ 写真 1枚
 - ウ 手数料 6,900円（愛媛県収入証紙により納付）
- ※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。
- 6 講習会の内容
講習は、
 - ・クロスボウ所持者の責任と心構え
 - ・クロスボウの所持に必要な知識
 - ・クロスボウの使用、保管等の取扱いについて実施し、講習終了後に学科試験を実施します。



学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

7 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

8 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110（内線3184、3185））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）